

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、管理職員に係る給料表を改定するとともに、技能・業務系職員の給料表を改定するほか、所要の改正をする。

2 改正内容

(1) 給料表の改定

行政職給料表（一）について、次のとおり改定する。

ア 課長級

早期昇格者の処遇改善を図り、若年層の昇任意欲を醸成するため、初号近辺の号給を統合し、初号の給料月額を引き上げる。

イ 部長級

職責を重視した給料体系に見直すため、給料月額を刻みの大きい号給構成とするとともに、標準の昇給号給数を0号給とし、勤務成績が特に良好以上の場合に行うことを定める。

※ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）における管理職員に係る給料表についても行政職給料表（一）に相当する見直しを行う。

(2) 業務職給料表の見直し

職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視した給与制度を実現するため、見直しを行う。

(3) 管理職員特別勤務手当の見直し

週休日又は休日以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するとともに、同手当の額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を墨田区規則で定める。

(4) 平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の廃止

経年による差額支給対象者の割合の減少及び職務給原則の更なる徹底を図るため、当該差額支給を廃止する。

3 施行期日

令和8年4月1日